資料2

議題２　令和７年度以降の農振と地域計画について（みよし市提出）

市名	回答		
	（１）令和７年度以降の農振除外等を行う場合の対応について	「③その他」の場合 具体的に記入	（２）「①協議の場を設置する」及び、「②文書での意見聴取」の範囲について
名古屋市	③その他	対応については現在、検討中です。 貴市と同じく、農振除外等が発生した都度、協議を行うことは困難と考えますので、文書での意見聴取を含め、適切な対応方法について検討していきます。	（１）と同じく検討中です。
豊橋市	③その他	検討中	
岡崎市	②文書での意見聴取		未定
一宮市	③その他	検討中です。 （目標地図を変更する場合、「協議の場の設置・協議」は必須ではないため、「関係者への意見聴取」により目標地図の変更（分家住宅等は専決とし、大規模除外は必要に応じ文書協議等）ができないか検討しています）。	検討中です。 （「関係者」は、県（普及課）、農業委員会、JA、市等を検討しています。）
瀬戸市	③その他	未定	
半田市	②文書での意見聴取		検討中である。 現在は、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合及び土地改良区を想定している。
春日井市	①協議の場を設置する		策定時と同じ
豊川市	③その他	今現在は未定。国や他市の状況を見ながら、今後検討していく。	
津島市	③その他	除外のたびに担い手関係者を集めて協議するのは困難と考えられるが、具体的な対応策は検討中である。	未定
碧南市	①協議の場を設置する		碧南市では、農業委員会議案の事前審査のため、地区審査会（３地区）を毎月開催しています。出席者は、事務局職員、農業委員、推進委員、ＪＡ各支店長、営農センター長、地区協力員（ＪＡから推薦された農家の代表者で各地区１５名程度）で、人農地プランについては、この地区審査会の枠組みを利用して話し合いを行っています。今後も地区審査会を継続していくため、地域計画策定後の農振除外についても地区審査会の場を活用し、その都度協議していく予定です。
刈谷市	②文書での意見聴取		原則的には、協議の場を設置する場合の関係者全員になるかと思われる。 そのうちの一部の意見を聴くとした場合、対象範囲を絞るための合理的な理由が見付けにくいのではないかと思う。
豊田市	③その他	愛知県の同意基準を踏まえ、対応について検討中です。	-
安城市	③その他	未定	地域計画の見直しを行う手続きについては、未確定である。 本市の地域計画の策定にあたっては概ね町内会単位に設置されている農用地利用改善組合を中心に協議の場を設けることを予定しているため、地域計画を見直す必要が生じた場合は、当該組合に文書又は訪問等による意見聴取が適当ではないかと考えている。
西尾市	③その他	検討中です。	
蒲郡市	②文書での意見聴取		地域計画検討委員に対して文書での意見聴取を実施する。
犬山市	③その他	具体的な方法は現在のところ未定	
常滑市	③その他	地域計画の目標地図に定められている農地の農振除外については、整備計画の達成に支障を与えるものと想定されるため、基本的には除外を行う予定はありません。 ただし、特段必要と認められる理由がある場合は、担い手への聞き取りや文書等の簡易な方法で意見を聴取することを検討しています。	除外地及びその周辺で耕作している担い手
江南市	②文書での意見聴取	協議の場を設置するのは困難であるため	農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、その他の関係者（除外地及び隣接地所有者）の予定
小牧市	③その他	国等から方針が示されるのを待ちたい。	
稲沢市	②文書での意見聴取		農業委員会、土地改良区、農地中間管理機構、JA、関係耕作者を想定。

議題２　令和７年度以降の農振と地域計画について（みよし市提出）

市名	回答		
	（１）令和７年度以降の農振除外等を行う場合の対応について	「③その他」の場合 具体的に記入	（２）「①協議の場を設置する」及び、「②文書での意見聴取」の範囲について
新　城　市	③その他	市域が広いため個別案件の対応については未定	
東　海　市	①協議の場を設置する		年に２回学識経験者、農業委員会委員、生産・実行組合の代表、土地改良区工区等の代表、女性農業者、土地改良区職員、農業協同組合理事　等を委員として委嘱し、農政協議会を開いている。農政協議会を活用していく。
大　府　市	③その他	調整中のため方向性が決まっていません	
知　多　市	③その他	１．地域計画が定められている区域においては農振除外を原則認めない。 ２．時間経過による状況の変化等やむを得ない事情により農振除外を行う場合、地域計画の変更をどのような手法によって行うべきかは今後の検討課題である。なお、県の農振制度担当者によると地域計画の変更の手法は市町に一任されており、その手法によっては農振除外の２号要件を満たさないという評価をすることはないとのことであった。	
知　立　市	①協議の場を設置する		除外地域の担い手
尾 張 旭 市	③その他	未定	未定
高　浜　市	③その他	目標地図素案作成に向けた地域との協議を踏まえて検討していきます。	
岩　倉　市	③その他	地域計画の策定については、現在、策定手法、スケジュール等を検討している段階であり、除外案件が出てくるたびの具体的な対応については、現時点では未定です。	同様に検討中のため未定です。
豊　明　市	③その他	今後検討	
日　進　市	②文書での意見聴取		現時点では未定ですが、除外により影響のある最低限の関係者のみ聴取する形となると思われます。
田　原　市	③その他	検討中	
愛　西　市	②文書での意見聴取		未定
清　須　市	③その他		
北名古屋市	北名古屋市は 農業振興地域なし		
弥　富　市	②文書での意見聴取		現時点では決めかねている。
み よ し 市	③その他	地域計画で将来の担い手が定められている農地であれば、その担い手が了承しているかを確認する。了承を得ている又は担い手が定まっていない農地であれば、委員会の諮問を受けた後に、広告及びホームページ等で変更点を公開する。	
あ　ま　市	②文書での意見聴取		該当する担い手
長 久 手 市	③その他	未定です。	-